

令和 6 年 3 月 29 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課、納税課及び公共施設管理課）
- (2) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課、廃棄物対策課、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター及び東市民センター）
- (3) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、学校教育課学校保健給食室、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館及び河東公民館）
- (4) 選挙管理委員会事務局

- (5) 固定資産評価審査委員会
- (6) 上下水道局（総務課、経営企画課、上水道施設課及び下水道施設課）

3 監査対象期間

令和4年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

- (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和5年10月20日から令和6年2月1日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和6年2月2日及び同月6日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○路線価算定業務委託について（税務課）

当該業務委託は、令和6年度の評価替えに向けて、路線価算定の基礎データの作成及び修正並びに路線価の算出を令和3年度から令和5年度までの3年間で順次行う業務の2年目に当たるものである。履行期間は令和4年4月25日から令和5年3月31日までであり、契約代金額は25,828,000円、業者選定手法は一者随意契約である。

この契約における随意契約の理由は、当該業務委託は令和3年度（1年目）に実施した業務と密接に関連するものであり、当該業者ではなく他の業者が引き継ぐ場合は、電算処理

システムが業者間で違うため、新たにデータ変換に伴う費用や期間を要し、またトラブルに対しての検証期間が必要となるほか、路線価の算定根拠にも一貫性がなくなり、課税庁としての説明責任を果たすことが難しいとしている。

つまりは、実質的には初年度に落札した業者以外の者には当該委託業務が受託できないということである。

当該委託業務を含む令和6年度評価替えに係る一連の路線価算定業務は、令和3年度から令和5年度までの3年間で路線価算定の基礎データの作成及び修正並びに路線価の算出を行うものであり、3年間をとおして一つの業務目的を達成するためのものである。このような業務内容であるならば1年目のみの業務内容に係る価格競争をするのではなく、3年分まとめて価格競争に付すことは、公正性、経済性の面から有効である。

このことから、当該業務は3年間の複数年契約を締結すべき業務であると思料するものであり、次の契約を行おうとする場合には、他自治体における同様の業務に係る契約手法も参考に、複数年契約の検討を行われたい。

(参考) 令和3年度～令和5年度業務委託内容

※業務名は全て路線価算定業務委託

年 度	契約額	契約手法
令和3年度	6,600,000 円	指名競争入札
令和4年度	25,828,000 円	一者随意契約
令和5年度	8,360,000 円	一者随意契約
合 計	40,788,000 円	